

令和3年6月に出版された(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

何が掲載されているのか！？ 項目一覧！

「障害のある子供の教育支援の手引」の掲載内容

第1編「障害のある子供の教育支援の基本的な考え方」

第2編「就学に関する事前の相談・支援、就学決定、就学先変更のモデルプロセス」

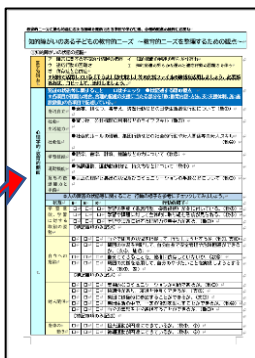
- 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
- 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス
- 第5章 適切な支援を行うに当たって期待されるネットワーク構築
- 第6章 就学に関わる関係者に求められるもの
～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編「障害の状態等に応じた教育的対応」

- I 視覚障害 II 聴覚障害 III 知的障害 IV 肢体不自由 V 病弱・身体虚弱
- IV 言語障害 VII 自閉症 VIII 情緒障害 IX 学習障害 X 注意欠陥多動性障害

まずは、基本的な考え方を踏まえ、“これまでの取組”を振り返り、と“これからの取組”を改善・修正していくことが大切です。

本人・保護者に“何を伝えればいいのか”、基本的な情報を伝えるための留意点(p16)を簡潔にまとめ、小・中学校のコーディネーター、市町村教育委員会等が教育相談を進めやすいようにまとめてあります。
そのまま保護者に渡せる、見て説明できる活用型資料を作成！



「教育的ニーズの整理」って、今回示されたけど、この内容を全て頭に置いて相談は、難しい・・・という先生方に向けて、示されている解説を参考にして、教育相談で使える活用型資料を作成！

まずは、教育的ニーズの把握から始めましょう！



相馬支援学校は、共生社会の実現に向けて、
“共に支え合い、高め合う”ための一助となる具体的な行動をします！